

# 勝山市農業委員会 議事録

平成28年7月25日

勝山市農業委員会

会議の概要

- 事務局長 　　ただいまより、7月の定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局長 　　本日の会議ですが、職務代理は所用のため遅刻する旨の届出がありました。4番 久保晴空委員と11番 北山謙治委員は所用のため欠席する旨の届出がありました。  
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長 　　(挨拶省略)
- 事務局長 　　これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 　　これより、本日の会議に入ります。  
はじめに事務局より7月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 　　それでは、7月分の経過報告を申し上げます。  
　　(報告省略)
- 事務局 　　それでは、農地転用の状況について報告いたします。  
　　(報告省略)
- 議長 　　お聞きのとおりですが、先月の農業委員会で承認をいただいた太陽光発電に関する農地転用についての経過は、事務局から職務代理といっしょに話を聞いています。県は、営農型太陽光発電の設置をする場合、営農計画をきちんと出して一時転用の申請を提出してくださいということでしたので、今回は申請の取り下げという形になりましたので、よろしく願いいたします。このことについて、また8月に審議になることと思いますが、なにかご意見、ご質問はございませんか。
- 議長 　　ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、6番 齋藤 ひと美委員、7番 牧野 元恵委員の両名をお願いします。
- 議長 　　これより議事に入ります。  
日程第1 議案第12号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局から説明願います。
- 事務局 　　それでは、日程第1 議案第12号 現況証明願いについて1件を説明いたします。  
　　(議案説明省略)
- 議長 　　このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
- 5番 　　7月17日に加藤委員さんと齋藤委員さんと事務局のかたといっしょに現地確認を

してきました。資料の写真のとおり、土蔵が建っていて、土蔵の横は家庭菜園です。  
現地確認の際、ご主人がいらっしゃいましてお話を聞いたところ、土蔵を壊して家庭菜園の3分の1の辺まで息子さんたちの家を建てたいということでした。何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上のとおり説明はお聞きのとおりですが、本件についてご意見、ご質問等はありませんか。

1 2 番

現況は蔵と畑ですね。それをまとめて地目変更するための現況証明ということですか。

事務局

はいそうです。

1 2 番

現況が畑となっているところを非農地にすることはできるのですか。その解釈について説明してもらえますか。

事務局

申請地は、1筆のうちに宅地とそれ以外の部分があるようなところですが、この場所では、ナス等が植えられておりますが、自家用野菜ということですが、家庭菜園の場合は「農地としては該当しない」というようなことが農地法で決められていますので、1筆全部を非農地として認められると判断しました。

1 3 番

農地法にどのようにかかれていますか

事務局

農地法に記載はないですが、農地事務要領に農地であるかを定める基準があり、その中で「家庭菜園は農地でない」という判例が記載されていまして、これをあてはめさせていただいています。

1 3 番

判例ならば、何条の何というものがあってのものでないですか。

事務局

元となったものはあると思いますが、今把握していません。基準には、いろいろな判例が載っています。

1 3 番

はい、わかりました。

事務局長

最高裁の判例として月日、番号等の記載はありますが、詳細についてはこの基準には出ていないので、それについては内容確認をさせていただきます。

1 5 番

現地確認の際にいっしょに現況を見させていただきましたが、住宅敷地内の片隅に少し野菜を植えていて、完全に畑をしているようなものではなく、家庭菜園的なものでした。

1 2 番

申請地の面積のほとんどに蔵がたっているのですから、家庭菜園の部分は少ないから問題ないと思います。

議長

そのほかないですか。ないようですので、議案第 1 2 号について採決いたします。  
議案第 1 2 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

議長

議案第 1 2 号については、原案のとおり承認することに決しました。

議長

続いて、事務局より農地パトロール（利用状況調査）の実施について説明願います。

事務局

それでは、本年度の農地パトロール（利用状況調査）について説明いたします。  
(説明省略)

議長

以上、お聞きのとおりですが、この件についてご意見、ご質問等ございませんか。

3 番

勝山駅の下、都市計画の用途区域周辺の農地ですが、昔の歩く道はあるけれども、土地改良できないし、農地に入っていく道がないため、結局誰も耕作しなくなってしまい荒れていくというのが現状です。先ほどの説明で中間管理機構に預けるという話がありましたが、どこまで遊休農地としてあげたらいいのかなと思いつながら説明を聞いていました。どのように対処すればよいですか。

もうひとつは、中山間地の奥にある農地、台帳上そのまま残っていて、山林や原野となっても現況が農地になっていることがあります。明らかに非農地のような場合は、中間管理事業関係なく農地台帳から除外していくということですね。

県外に住んでいて、まったく帰ってこなくて、耕作をしない方に対して具体的にどのように対処すればいいか悩んでいます。

議長

遊休農地については、中間管理機構に出せばいいのですか。

事務局

遊休農地を把握した際、写真をとり、市、中間管理機構、市農業公社で協議し、機構に預けられるものか、そうでないものか、保留案件にするかなどの仕分け作業をします。遊休農地にあがってしまいますと、課税の強化になってしまう可能性があります。課税強化になる場合は、農業振興地域内の遊休農地が対象となります。それから、利用意向調査におきまして、所有者が機構への貸付の意思を表明した場合、機構側の事情で貸付が行われていなくても、勧告が行われることはないということになっています。よって、利用意向調査において、中間管理機構を利用すると書かれた方については、課税は強化されませんが、自ら耕作しますとか意志の表明がなかった場合には、勧告がなされ、課税強化になることがあります。

1 3 番 今年の2月に、利用状況調査をして非農地判断をしましたが、利用意向調査も並行してやるといいと思います。

事務局 はい、わかりました。

1 3 番 非農地判断したところは、協議の勧告の対象になりますか。

事務局 なりません。

1 3 番 非農地となったところの地目は、基本的に雑種地になるのですか。

事務局 登記の地目を変更するかどうかは個人の判断になります。

1 3 番 固定資産税の課税地目は、変更しますか。

事務局 今年度より非農地判断したものについては、税務課資産税グループに情報提供しました。税務課で現況の見直しをしていると思います。  
各地区の農地パトロールの際には、2月の利用意向調査の結果一覧表を持参しますので、参考にしながら調査をお願いします。

議長 利用意向調査で機構を利用したいという回答はありますか。

事務局 はい、あります。  
今日説明しました手順書につきましては、今回はじめて示されたものですし、事務局も勉強しなければならないと考えています。疑問点がありましたら、事務局に質問を投げかけていただき、随時、県や機構に確認していきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

1 3 番 「機構の借受け基準に基づく仕分け」と資料に記載がありますが、基準はどのようなものですか。この基準に基づかなければ機構は受け付けないということですか。

事務局 ふくい農林水産支援センター農地中間管理事業規程に記載があります。

3 番 課税強化の対象となるのは、耕作をしていない場合であって、草刈りなどの維持管理してあげなければならないのですか。

事務局 資料の中にも、遊休農地の定義について書いてありますが、過去1年以上にわたり農作物の作付けが行なわれておらず、かつ今後も農地所有者等による農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みがない農地となっていますので、草刈などをして維持管理している場合は遊休農地にはなりません。

8番 山際の土地改良した農地で作りたくない、管理もしたくないということで作れるような状況でなくなった場合どうしたらよいですか。

事務局 農業委員会では、農振農用地の土地改良した農地であるのなら優良農地の確保していただきたいということで管理だけでもしてもらえないかとお願いしています。

職務代理 そのような農地は、中間管理機構も農業公社も受け取ってくれないと思います。草刈をシルバー人材センターにお願いしてやってもらってはどうか。

8番 よその雑木の農地に入り込んでいるどうしますか。

職務代理 その土地所有者に維持管理していただきたいと話していただきたいと思います。

議長 ほかにございませんでしょうか。

議長 次に各関係機関（議会、土地改良、JA）から何か報告事項はありますか。

委員 報告事項はありません。

議長 本日の議事は以上でございます。つづきまして、次回の定例農業委員会について事務局より説明願います。

事務局 次回の農業委員会は8月25日、木曜日、午後1時30分、市役所3階第2・3会議室での開催となります。開催場所が変わっていますのでお間違えのないようお願いいたします。

議長 それではこれで7月の定例農業委員会を終了いたしましたので、中村職務代理が閉会のことばを申し上げます。

職務代理 それではこれで、7月定例農業委員会を終了いたします。最後まで慎重審議を賜り、ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

7番 齋藤 ひと美

8番 牧野 元恵